

公示第497号

任意継続被保険者の標準報酬月額について

任意継続被保険者の標準報酬月額は、健康保険法第47条の規定により「資格喪失時の標準報酬月額」または「前年度9月30日現在の全被保険者の平均標準報酬月額」のいずれか低い方を適用すると定められています。令和7年度任意継続被保険者の上限標準報酬月額は下記のとおりです。

記

- ① 標準報酬月額上限額は、620,000円（34等級）とする。

よって、1カ月の保険料は、

健康保険料 55,800円

介護保険料 10,168円 となります。

- ② 標準報酬月額上限額の適用は、

令和7年4月1日より令和8年3月31日までとする。

令和7年3月1日

岩谷産業健康保険組合

理事長 中畑 勝己